

✓ 義援金の7次配分が決定しました

昨年12月18日の義援金配分委員会で、義援金の7次配分が次のとおり決定しました。

申請手続きが不要な基礎部分は、1月中旬以降、順次送金します。再建加算の手続きについては、個人通知します。

ポイント1 住家被害 (持家) への配分

持家で「全壊・大規模半壊」の世帯 (長期避難世帯も「全壊」と同様の取扱い)、「半壊」でかつ解体を行う (行った) 世帯に、下記のとおり配分します。

区分	配分額	申請手続き
基礎	100万円	不要
再建加算	それぞれ 100万円以内 (再建費相当額)	必要
ふるさと加算		

※ふるさと加算とは、朝倉市内で再建する場合

☎ 市復興推進室 (☎ 28-7136)

ポイント2 再建準備世帯への配分

応急仮設住宅の供与期間終了後、一定の要件を満たし、自力で仮住宅 (家賃支払有) を確保した世帯に、下記のとおり配分します。

区分	配分額
再建準備世帯	50万円

※一定の要件とは、自宅再建の工期や公共事業などに日数を要することなどの理由で、仮設住宅の供与期間に間に合わない場合

桂川流域の農地浸水を防ぐ「農地湛水対策事業」

市の南西部は、過去に何度も雨水の排水ができなくなることで農地が浸水し、農業振興を図るうえで大きな障害となっています。

この被害を解消するために、福岡県が「農地湛水対策事業」を創設。今後、桂川流域の農地の浸水被害を防ぎ、農業経営の安定と暮らしの安全を確保するために、調査・計画策定などを行っていきます。

■事業主体…福岡県 ■予算額…1億円

☎ 市農林課 (☎ 52-1115)



▲平成29年豪雨での浸水被害

国土交通省から

崩谷川で本格的な砂防堰堤工事が始まりました

赤谷川支川の崩谷川 (杷木松末) において、初めて砂防堰堤本体工事に着手しました。これに合わせ、12月19日に安全祈願祭が行われました。国土交通省では、引き続き地域の皆さんの暮らしと安全を守るため、赤谷川流域の復旧工事を全力で進めていきます。

☎ 筑後川河川事務所九州北部豪雨復興出張所 (☎ 63-3100)



▲完成イメージ

筑後川河川事務所ホームページに赤谷川流域のドローン空撮映像を掲載しています

赤谷川流域の災害復旧事業の状況などを定期的にドローンで撮影し、その空撮映像を筑後川河川事務所ホームページに掲載しています。今後もホームページの適宜更新を行い、復旧状況などの情報提供に努めていきます。

■アクセス方法

筑後川河川事務所ホームページ「トップページ」

⇒「赤谷川流域事業」をクリック

